

議案第 22 号

みよし市道路占用料条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、愛知県道路占用料に準じて市道の占用料の額を改定するため必要があるからである。

みよし市道路占用料条例の一部を改正する条例

みよし市道路占用料条例（昭和51年三好町条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中「950」を「990」に、「850」

を「880」に、

を

に、「830」を「860」

に、「510」を「530」に、「1,700」を「1,800」に、「720」を「740」に、「2,400」を「2,200」に改め、同表法第32条第1項第2号に掲げる物件の

項中

51

を

53

に、「77」を「79」に、「100」を「

110」に、「150」を「160」に、「200」を「210」に、「360」を「370」に、「510」を「530」に、「1,000」を「1,100」に改め、同表法第32条第1項第3号に掲げる施設の項中「17」を「18」に、「850」を「880」に、「510」を「530」に、「1,700」を「1,800」に改め、同表法第32条第1項第4号に掲げる施設の項中「1,700」を「1,800」に改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の項中「1,200」を「1,100」に、「710」を「660」に、「1,700」を「1,800」に改め、同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項

中

240

を

220

に改め、同表令第7条第1号に掲げる物件の

項中「240」を「220」に、「2,400」を「2,200」に、

「 1, 400 24 」	を	「 1, 400 22 」	に、	「 その面積1平方 メートル1日に つき 24 」	を
「 その面積1平方 メートル1日に つき 22 」					
に、「1, 200」を「1, 100」に改め、同表					

令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の項中「240」を「220」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に施行日以後の占用の許可又は同意を受けた者に係る占用料の額は、この条例による改正前のみよし市道路占用料条例の規定にかかわらず、この条例による改正後のみよし市道路占用料条例に定める占用料の額とする。

みよし市道路占用料条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
-----	----

(占用料の額)

第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項（これらの規定を法第91条第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により許可をし、又は法第35条（法第91条第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により協議し、同意した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。

2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月未満の占用についての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。

3 略

別表（第2条関係）

占用物件の種類	区分	単位	占用料 (単位：円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本1年につき	<u>990</u>
	第二種電柱及び第三種電柱 略		
	第一種電話柱	1本1年につき	<u>880</u>
	第二種電話柱及び第三種電話柱 略		
	その他の柱類	1本1年につき	<u>88</u>
	共架電線その他上空に設ける線類及び地下に設ける電線その他の線類 略		
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>860</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	<u>530</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,800</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	<u>740</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,200</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,800</u>
	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>37</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>53</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>79</u>

別表（第2条関係）

占用物件の種類	区分	単位	占用料 (単位：円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本1年につき	<u>950</u>
	同左		
	第一種電話柱	1本1年につき	<u>850</u>
	同左		
	その他の柱類	1本1年につき	<u>85</u>
	同左		
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>830</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	<u>510</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,700</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	<u>720</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,400</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,700</u>
	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>36</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>51</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>77</u>

みよし市道路占用料条例の一部改正新旧対照表

改正案				現行						
			つき				つき			
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき			110	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	100	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき			160	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	150	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき			210	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	200	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき			370	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	360	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき			530	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	510	
	外径が1メートル以上のもの		長さ1メートル1年につき			1,100	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	1,000	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの その他のもの	略 長さ1メートル1年につき		18	同左 その他のもの	長さ1メートル1年につき	17	
			道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	略			同左			
			その他のもの	上空に設けるもの 地下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	880 530	その他のもの	上空に設けるもの 地下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	850 510
			その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき		1,800	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,700	
法第32条第1項第4号に掲げる施設				占用面積1平方メートル1年につき		1,800		占用面積1平方メートル1年につき	1,700	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路			占用面積1平方メートル1年につき		1,100	上空に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき	1,200	
	地下に設ける通路			占用面積1平方メートル1年につき		660	地下に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき	710	
	その他のもの			占用面積1平方メートル1年につき		1,800	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,700	
法第32条第1項	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるも			占用面積1平方メートル		22	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるも	占用面積1平方メートル	24	

みよし市道路占用料条例の一部改正新旧対照表

改正案				現行				
項第6号に掲げる施設	の		ル1日につき		の		ル1日につき	
	その他のもの		占用面積1平方メートル1月につき	<u>220</u>	その他のもの		占用面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	<u>220</u>	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,200</u>		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,400</u>
	標識		1本1年につき	<u>1,400</u>	標識		1本1年につき	<u>1,400</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	<u>22</u>	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本1日につき	<u>24</u>
		その他のもの	1本1月につき	<u>220</u>		その他のもの	1本1月につき	<u>240</u>
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	<u>その面積1平方メートル1日につき</u>	<u>22</u>	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	<u>その面積1平方メートル1日につき</u>	<u>24</u>
		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	<u>220</u>		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	<u>2,200</u>	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	<u>2,400</u>
その他のもの		1基1月につき	<u>1,100</u>	その他のもの		1基1月につき	<u>1,200</u>	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートル1月につき	<u>220</u>			占用面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>
備考 略				備考 略				